

# 収入確保のための一方策

飯田・阿南担当区事務所○有賀 茂  
経営課 下平兼秀

はじめに

最近の森林・林業を巡る諸情勢の変化と国民の要請により、緑と水の源泉である森林の保全と一層の整備が要求されていて、伐採の困難な森林が多くなり、官行造林地の伐採も制約を受ける時代となってきた。

当署における本年度の年間収入予定額の50%は官行造林収入で占めているが、伐採予定地の立地条件などから計画の実施に苦慮することが多くなっている。

こうした状況の中で本年度主伐を予定した、根羽村公有林野官行造林地20林班について、新たな角度からの解決が図られたので、その事例を報告する。

## I 担当区の概要

阿南担当区は、下伊那郡阿南町にあって長野県の最南端の根羽村を始め 1町 5村、総面積48,300ha 国有林 300ha、官行造林地 1,400haを管理している。

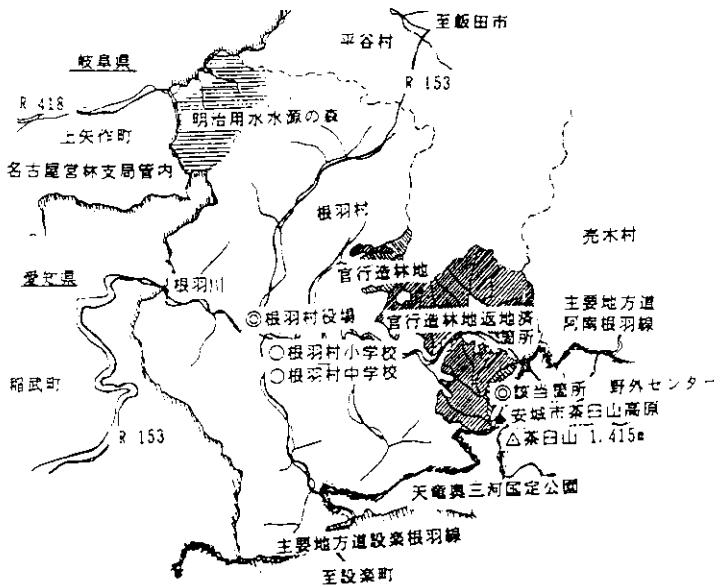


図-1 根羽村概要図

古くから名古屋、三河地方を中心とした愛知県との交流が活発に行われている。

農耕地は総面積の 1.4%たらずでありおよそ92%に相当する8,300ha の山林に

官行造林事業の最盛期にあっては契約面積凡そ 4,500ha余りを管理した典型的な官行造林担当区であった。

## II 根羽村の立地条件等

根羽村は、長野県の最南端に位置していて、南部は愛知県、西部は岐阜県と接しているところから、



写真-1 月瀬の大杉

知県の中央部を流れる矢作川の上流に位置し、愛知県三河地方の重要な水源地帯となっている。

### Ⅲ 根羽村官行造林事業の沿革

根羽村における官行造林事業の歴史は古く大正 9年 6月公有林野官行造林法が制定されたのを契機に大正11年 3月、村有林およそ1,300ha（一市町村としては全国で上位の面積である）存続期間86年間の契約を締結し、ヒノキ、スギ、アカマツ、カラマツを植栽し 1,200haの植栽を完了した。

契約時から平成 2年度までの官行造林事業の直接費支出総額は 4千万円余となっていて、当時の根羽村では、貴重な現金収入となり村民の生活維持に果たした経済的効果は著しく多大な貢献をしてきている。

よって占められている典型的な山村である。

一帯の森林の地質は花崗岩を母体とする砂質壤土で形成され、年平均気温12.5℃年平均降水量 2,000mmと恵まれた気象条件から、天然記念物『月瀬の大杉』（樹齢1800年・幹回り14m・樹高 45m）で知られるように樹木の成長がよく、スギ、ヒノキなどの植林が盛んであり、人工林率70%と非常に高く林業に対する取り組みが熱心な村である。

また、愛知県境に位置する標高1,415mの茶臼山を主峰とする山々は天竜奥三河国定公園に指定されて、キャンプ場、スキー場などが整備され愛知県民の憩いの場となっているほか茶臼山を源流として村の中央部を貫流する根羽川は愛

昭和36年から主伐が始まり、平成 2年度末現在主間伐を含めて約21. 万 $m^3$ 、根羽村の分収額は20億 6千 2百万円余りで年平均 6千万円程度の分収額（村歳入の11%）となり、歳入に占める割合は最大33%に及んでいる。

分収金の使途は伐採跡地の再造林や、林道開設費用など山への還元のほか、この村の各種事業の財源に大きな地位を占めていて「官行造林事業無くして今の根羽村は存在しない」とまで前村長にいわしめたほど村財政に貢献してきている。

#### IV 売払いの経緯

##### 1 売払い物件の概要

所在場所	下伊那郡 根羽村	根羽村公有林野官行造林地	20 い林小班
面積	48.61 ha	数量	57,273本 12,617 $m^3$
金額	総額	211,000,000 円	税込 217,330,000. 円
	官収額	105,500,000 円	税込 108,665,000. 円
契約年月日	平成 3年11月26日		



写真-2 20 林 班 全 景

##### 地況林況等

本物件は前述した茶白山に接した山林で、59年生260  $m^3$  / ha の蓄積を有

する人工林ヒノキを主体とする良好な林分である。

## 2 村による買取り要請

平成 2年度に19林班を売払うとともに、隣接する20林班の売払いを計画したところ、根羽村から、矢作川上流の数少ない水源林であり山地保全、保水機能の保持を目的に現状のまま保存したいとの申出がなされた。

当署としては収入確保の面から、計画どおりの収穫を予定したい、村の財政事情は理解できるが希望通り保存するとすれば、村で買取って頂きたいとして折衝を重ねてきた。

## 3 安城市への協力要請

こうした中で村当局は村で多額な金額を負担することによる買取りは困難であるとして、かねてから交流のある矢作川下流域の安城市に対し協力を要請して、平成 3年 1月から協議を開始した。

一方安城市では「矢作川は流域に住む人達の共通の財産であり、生活の基となっている『明治用水』の水源で、その水源保護と、『市立・茶臼山高原野外センター』付近の緑を守るための環境保全が必要」と判断して同年 3月ほぼ同意する旨の回答があり、両者で造林公社の設立など具体的な保存方法の検討を開始していた。

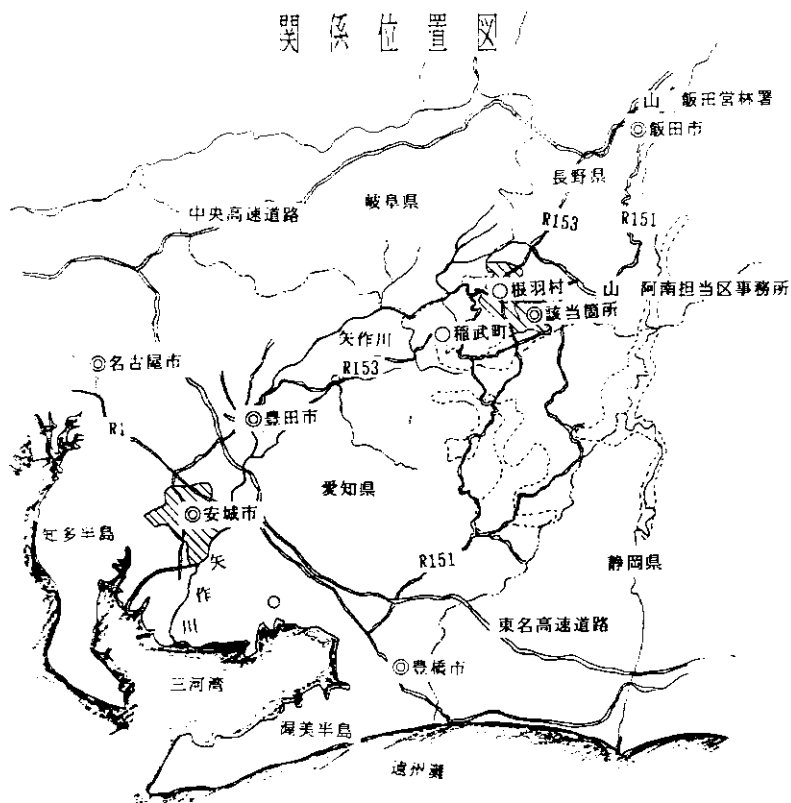


図-2 関係位置図

#### 4 安城市の概要

安城市は愛知県のほぼ中央部三河平野を貫流する矢作川の下流（根羽村から約75km下流）の右岸に位置していて、面積 85.67 Km<sup>2</sup>人口14万 4千人で、自動車部品製造を中心に工業出荷額は 1兆66億円の愛知県下第 4位の工業都市で光と緑あふれる産業文化都市である。

古くは碧海台地へきかいと呼ばれる洪積台地こうせきで小松原の続く荒れ果てた原野であったものを、明治初年矢作川から灌漑用水確保のための「明治用水」を開設したことにより、農業の振興が図られ安城が始まったとされ、東海道本線、国道 1号線、新幹線等の開通による交通手段の発達とともに発展してきた。

その明治用水は、現在水路延長 428kmのパイプライン化が図られ、西三河地方一円の水田およそ7,000ha を灌漑している。

明治用水の開設とともに 1,901年（明治34年）に愛知県立安城農林学校が設立されて、県内はもとより近県の各地に卒業生を送り出し市町村の理事者や指導者として活躍していて、根羽村の前村長もその同窓生であり理事者同士の交流があったと聞いている。



写真-3 安城市茶臼山高原・野外センター

#### 5 安城市と根羽村の交流

「明治用水土地改良区」では明治41年から用水の水源涵養と基本財産の増殖

を図ることを目的に上流の東加茂郡下山村、同郡旭町、長野県下伊那郡根羽村、同平谷村に山林原野または、その地上権を取得して植林を実施してきており、昔から森林の重要性を認め、水資源の確保に大きく貢献しているとの認識が深く森林の保護造成に努めてきている。

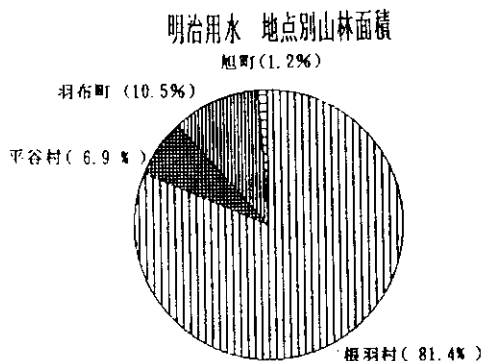


図-3 明治用水地点別山林面積

特に根羽村にはその取得総面積 524 haの内81%を占める 427haの山林を大正 3年に買取りスギ、ヒノキ、カラマツ、等 360. ha の植林をしていることから村との交流の深さを伺い知ることができる。

さらに、官行造林地 20 林班に接する村有林には昭和57年に安城市の保健施設である「安城市茶臼山高原・野外センター」が設置され、小中学校の生徒が自然の中で仲間と協力することを実際に体験することを目的にして 4泊 5日の自然教室を開催する等根羽村とは係わりが深く、その自然教室では根羽村老人クラブの会員によるワラジ作り教室などを行いお互いの教育委員会同士の交流が盛んになり、安城市では市が主催する七夕祭りに毎年村の関係者を招待するなど、姉妹自治体としてお互いの親交を深めていた。

## 6 森林法の改正と森林整備協定の締結

### 矢作川守れ

水源の森林 共有し保護

上流と下流 スクラム

長野県 根羽村市  
東野 安城市

（以下、詳細な文章が縦書きで記載されている）

安城市と根羽村では具体的な保存の在り方等について鋭意検討を重ねていたところ、流域管理システムの確立、市町村計画の拡充、森林整備協定の締結、森林・林地の管理・保全の強化を図ることを目的とした「森林法の一部を改正する法律」が公布され平成 3年 7月25日に施行された。

この法律の施行により上・下流の地方公共団体相互の協力の下に上流の森林整備を進めるため、関係地方公共団体が共同して森林整備法人を設立し、または分収育林契約を締結する等により、その推

進を図ることを契約する森林整備協定を締結することができることとなった。

そこで根羽村はかねてから検討していた下流域安城市に対し、法律、第10条の13

(森林整備協定の締結に関する協議)の申し入れを行い、根羽村の負担すべき分収代金を安城市が肩代わりすることとした上で、12月6日安城市役所において「分収育林により立木を共有し『矢作川水源の森』と名付けられて、今後30年間にわたり収入支出とも5分5分の割合で負担し森林整備を実施すること」として、分収育林契約を締結した。

このことは『「矢作川守れ・上流と下流スクラム」「水源の森林共有し保護」』『「矢作川県境越え

水源保護」「根羽村と安城市協定」「全国初森林を共同管理」』等の見出しで新聞等で報道されたのは御承知の通りである。



## V 考察

平成3年7月25日、「森林法の一部を改正する法律」の施行後全国で第一号として森林整備協定が県境を越えて遠隔地である市町村の間で実施されたことは、今後流域管理システムを進めていく上で意義深いことであるが、これは一朝一夕に成立したものではなく、双方の交流が深くそれぞれの立場において自然保護、とりわけ森林に対する共通の認識と理解、協力があってこそ初めて実現をみたものであり今後このシステムを効果的に進める上での一つの道標とすることができる。

今後、この協定の実施にあたっては上・下流域の地方公共団体相互の交流を期待するばかりではなく、県同士の交流、或いは市町村、営林局署間の情報交換等を密にして森林整備協定の実施を推進する必要が認められる。

一方根羽村にあっては、村財政、総収入額の8%、自主財源収入の34%を占める1億円余りの収入が無くなることなど相当の負担を強いられることとなった点は、今後に向けて課題を残したものといえる。

おわりに

平成 3年7 月、国有林野事業の新たな改善計画が策定され経常部門を累積債務処理と区分して経理することとなったが、最近の森林・林業をめぐる諸情勢の変化と国民の多様な要請により、緑と水の源泉である森林の保全と一層の整備が要求されていて、伐採の困難な森林が多く、あるいは資源の賦存状況から将来的にはかなり厳しい状況が見通される中で何としてでも達成しなければならないいわば最後の計画であると認識し、今後、保存を要請されている官行造林地の処分についてはこの事例を参考にした売払い、または材積分収等を研究し、創意工夫で取組み収入の確保に努めて参りたい。

注 1 森林整備協定とは森林の公益機能の高度発揮に対する流域の上・下地域の要請にこたえ、上流地域の森林整備をすすめるために、上・下流の地方公共団体が協定を締結し、相互の協力のもとに森林の整備を実施するもので地方公共団体が森林整備法人を設立し、又は分収育林契約を締結して、森林の整備を行うことをいう。

2 分収林特別措置法施行規則第1 条 2項の改正により分収育林契約の契約対象樹木の林令の上限が廃止された。